

## 定期監査，行政監査の結果及び指摘事項に 対する改善措置状況を公表しました

### 1 内容

#### (1) 定期監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

市長公室秘書課ほか11部署において，令和4年4月1日から令和5年1月31日まで  
に執行された収入事務及び支出事務等

② 監査の期間

令和5年3月1日から令和5年3月31日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

#### (2) 行政監査の結果について

① 監査のテーマ

災害備蓄品の整備・管理について

② 監査の対象

危機管理室，各区役所及び分散備蓄を実施している小中学校等

③ 監査の期間

令和4年9月1日から令和5年3月31日まで

#### (3) 指摘事項に対する改善措置状況について

① 令和4年11，12月実施随時監査分(工事監査)(都市整備局住宅・建築部公共建築課)

② 令和5年1，2月実施定期監査分(会計管理室 会計課)

③ 令和5年1，2月実施定期監査分(財政局財務部財産活用マネジメント推進課)

#### 【問い合わせ先】

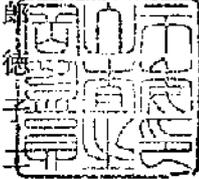
岡山市 監査事務局 山本・山野井 直通086-803-1552 内線4564・4567



岡山市監査委員公表第17号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和5年3月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

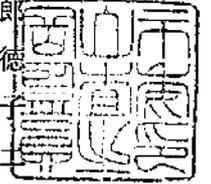
令和5年4月28日

岡山市監査委員	重	松	浩二	
同	土	居	幸	
同	中	原	淑	
同	吉	本	賢	



岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松 浩二郎  
同 土居 幸徳  
同 中原 淑子  
同 吉本 賢



定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和5年3月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

市長公室		秘書課
		広報広聴課
政策局	政策部	東京事務所
	行政改革推進室	
総務局	総務部	ICT推進課
		情報システム課
水道局	配水部	中管路整備課
		東管路整備課
		西管路整備課
人事委員会		人事委員会事務局
第一農業委員会		第一農業委員会事務局
第二農業委員会		第二農業委員会事務局

前記の課等において、令和4年4月1日から令和5年1月31日までに執行された収入事務及び支出事務等

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和5年3月1日から令和5年3月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和4年度に執行された財務に関する事務等が、法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

#### 4 監査の結果

監査した結果、事務処理について、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

岡山市監査委員公表第18号

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査の結果に関する報告について、  
同条第9項の規定により公表する。

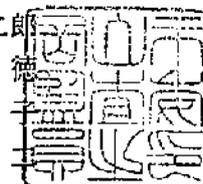
令和5年4月28日

岡山市監査委員	重	松	浩二郎	
同	土	居	幸徳	
同	中	原	淑子	
同	吉	本	賢	



岡山市長 大森 雅夫 様

岡山市監査委員 重松 浩二郎  
同 土居 幸徳  
同 中原 淑子  
同 吉本 賢二



### 令和4年度行政監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1 監査を実施した監査委員

重松 浩二郎，土居 幸徳，中原 淑子，吉本 賢二

#### 2 監査の概要

##### (1) 監査のテーマ

災害備蓄品の整備・管理について

##### (2) 監査の目的

平成30年7月豪雨は、本市においても甚大な被害をもたらした。また、政府の地震調査委員会は、南海トラフ地震について30年以内の発生率を70%～80%としており、その対策が急務となっている。

このような状況のもと、本市では「岡山市地域防災計画」を策定し、当該計画に基づいた各種の計画を作成したうえで、様々な災害対策を実施している。

そのなかでも、災害備蓄品については、令和4年度までの5年間を計画期間とした「岡山市備蓄計画」（以下「備蓄計画」という。）に基づき、令和2年度に避難所指定されている小中学校への分散配備を終えた。

また、令和3年度には新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として、感染症対策用品の配備も完了している。

そこで、これらの災害備蓄品の整備状況や管理状況を確認し、効率性、有効性の観点から検証を行い、今後の防災対策に資することを目的とする。

(3) 監査の対象

危機管理室、各区役所及び分散備蓄を実施している小中学校等

(4) 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和4年9月1日から令和5年3月31日まで

(5) 監査の着眼点及び実施内容

以下の「主な着眼点」に基づいて、対象部署に災害備蓄品の保有状況、管理状況及び処分状況等に関する調査票の作成と関係資料の提出を求め、岡山市監査基準に準拠して確認及び質問等の手法により監査を実施した。また、必要に応じて関係職員からの事情聴取及び抽出した災害備蓄品保管場所の現地調査を行った。

<主な着眼点>

① 災害備蓄品の保有状況について

- ・保有数量の確保、取得の手続きは適正に行われているか。

② 災害備蓄品の管理状況について

- ・機能、品質は適正に確保されているか。
- ・適正な場所に配備されているか。
- ・台帳等の整備は適正に行われているか。

③ 災害備蓄品の処分状況について

- ・保存期限間近あるいは期限切れの飲料水、食料等について、有効な活用や処分が行われているか。

### 3 監査の結果

#### (1) 災害備蓄品の保有状況

##### ① 当初の備蓄計画における災害備蓄品保有状況

令和4年度末の災害備蓄品保有状況は次の表のとおりである。

令和5年3月31日現在

備蓄品目		単位	目標数量 (A)	H29.6.1 保有数量	令和4年度 保有数量 (B)	目標との差 (B)-(A)	充足率 (B)/(A)
食料 及び 水	クラッカー	食	318,600	88,175	181,125	△ 137,475	56.9%
	ライスクッキー	食	35,400	1,682	25,248	△ 10,152	71.3%
	アルファ化米	食	708,000	199,102	304,500	△ 403,500	43.0%
	アルファ化米(おかゆ)	食	181,000	11,957	67,400	△ 113,600	37.2%
	粉ミルク	kg	480.0	429.0	946.4	466.4	197.2%
	水(500mlペットボトル)	本	840,000	107,520	324,372	△ 515,628	38.6%
生活 必需 品	哺乳びん	本	3,000	3,300	3,000	0	100%
	紙おむつ(子供用)	枚	97,500	163,216	196,535	99,035	201.6%
	紙おむつ(大人用)	枚	37,400	37,000	48,077	10,677	128.5%
	生理用品	枚	80,200	201,520	185,456	105,256	231.2%
	毛布	枚	139,200	91,200	132,387	△ 6,813	95.1%
	ボックストイレ	基	1,300	1,160	1,595	295	122.7%
	ボックストイレ用簡易テント	基	1,300	880	1,030	△ 270	79.2%
	排便収納袋	枚	1,648,000	182,975	621,299	△ 1,026,701	37.7%
	トイレトーパー	個	27,500	29,764	29,243	1,743	106.3%
資 機 材 等	マスク	枚	500,000	106,050	988,630	488,630	197.7%
	懐中電灯	本	252	328	396	144	157.1%
	カセットコンロ	台	252	254	257	5	102.0%
	コンロ用カセットガス	本	1,512	1,518	1,992	480	131.7%
	簡易ベッド	台	5,000	517	5,123	123	102.5%
	簡易間仕切り	セット	5,000	223	4,921	△ 79	98.4%
	車イス	台	126	90	127	1	100.8%
	ブルーシート	枚	630	830	981	351	155.7%
	投光器	台	126	99	160	34	127.0%
	発電機カセットガス型	台	170	122	196	26	115.3%
	発電機用カセットガス	本	4,104	2,604	6,771	2,667	165.0%

※網掛け部分は平成30年7月豪雨などの被害により令和2年度に目標数量を見直したものの

災害備蓄品として保有している 26 品目のうち、17 品目は目標数量に達しているが、9 品目が達していない。

目標数量に達していない主なものは、食料及び水（粉ミルクを除く）や、生活必需品の毛布、排便収納袋であった。

また、本市へ寄付があったマスクや紙おむつなどは目標数量を大きく上回っている。

## ② 備蓄計画の修正により追加となった備蓄品目の保有状況

備蓄計画では、新たな地震被害想定調査結果や課題が生じた場合には、その都度検討を加え、修正を行うこととされており、令和 2 年 9 月から、新型コロナウイルス感染症に対する避難所対策として、消毒液、非接触型体温計などの感染防止用品及び体調不良者のための専用スペースの確保に必要な間仕切りテントを新たに配備することとし、令和 3 年度までに取得を完了している。

また、同時期に避難所生活の環境改善のためのテレビやスポットクーラーなどの資機材や、被災時の断水に対応するための液体ミルク、マンホールトイレも備蓄品目として取得している。

なお、令和 3 年 6 月に策定された「岡山市第六次総合計画 後期中期計画」においても「政策 24 地域防災力の強化と消防救急体制の充実（地域防災）」の「施策 1 地域防災力の強化」のなかで、避難所内の感染症対策として、消毒液、非接触型体温計などの配備を進めることが掲げられている。

備蓄計画の修正により追加となった備蓄品目の保有状況は次の表のとおりである。

令和 5 年 3 月 31 日現在

備蓄品目		単位	目標数量 (A)	令和4年度 保有数量 (B)	目標と の差 (B)-(A)	充足率 (B)/(A)
食料及び水	液体ミルク(240ml)	本	720	1,080	360	150.0%
生活 必需品	マンホールトイレ	基	110	65	△45	59.1%
	マンホールトイレ用テント	基	88	65	△23	73.9%
	マンホールトイレポンプ	基	110	13	△97	11.8%
資機 材等	消毒用アルコール	ℓ	5,000	5,718	718	114.4%
	非接触型体温計	個	400	462	62	115.5%
	間仕切りテント	張	840	840	0	100%
	スポットクーラー	台	300	485	185	161.7%
	テレビ	台	170	133	△37	78.2%
	けん引式車いす補助装置	セット	126	22	△104	17.5%

※けん引式車いす補助装置は寄付受入による取得

備蓄計画の修正により、追加された災害備蓄品 10 品目のうち、目標数量に達しているものは、消毒用アルコールや非接触型体温計など 5 品目であり、マンホールトイレなど 5 品目が達していない。

このうち、マンホールトイレについては、下水道河川局が、避難所である小中学校内に計画的に整備している専用のマンホールに設置するものであり、マンホールが設置される都度、マンホールトイレ、付随する専用テント及びポンプを購入している。

### ③ 令和 4 年度の災害備蓄品の取得手続き

令和 4 年度の災害備蓄品の購入契約件数は、「一般競争入札」8 件、「随意契約（2 者以上見積合せ）」4 件、「随意契約（単独）」4 件の合計 16 件であった。

「随意契約（単独）」で取得した災害備蓄品は懐中電灯と液体ミルクで、いずれも 10 万円未満の物品購入であった。

なお、これら 16 件の購入手続きは、適正に行われていた。

また、令和 4 年度には寄付による取得として、マスク 5,000 枚を民間企業 1 者から受け入れており、その手続きは、適正に行われていた。

## (2) 災害備蓄品の管理状況

### ① 調査票と現地確認による調査

災害備蓄品の機能・品質が確保されていることや、迅速に搬入・搬出できることは非常に重要である。したがって、そうした観点での管理状況の確認を目的として、調査票による調査と現地調査を行った。

調査票による調査については、保管場所である各区役所総務・地域振興課や支所・地域センターと災害備蓄品の管理を統括している危機管理室など 19 の所属に対して調査を行い、災害備蓄品の管理状況について、災害備蓄品の機能・品質は確保されているか、施錠等の防犯対策及び病虫害・ネズミ等の衛生対策が適切に行われているかなどを確認した。

現地調査については、岡山ドームや旧岡山市民病院別館などの集中備蓄場所と、区役所、支所・地域センターや避難所である小中学校などの分散備蓄場所の中からハザードマップ上、浸水・洪水・高潮等の被害が想定される地域、または実際に被害があった地域から 20 カ所を抽出して行った。

現地調査を行った災害備蓄品の保管場所は次の表のとおりである。

No.	名称	形式	所在地	保管場所
1	岡山ドーム	集中	北区北長瀬表町 1-1-1	屋内
2	旧岡山市民病院別館	集中	北区天瀬 6-10	屋内 3F・5F
3	百花プラザ	集中	東区西大寺南 1-2-3	屋内 1F
4	北区役所	分散	北区大供 1-1-1	本庁舎 B1F・立体駐車場横倉庫
5	中区役所	分散	中区浜 3-7-15	庁舎 4F
6	東区役所	分散	東区西大寺南 1-2-4	庁舎 4F
7	南区役所	分散	南区浦安南町 495-5	庁舎 4F
8	石井小学校	分散	北区寿町 2-8	校舎 4F
9	鹿田小学校	分散	北区大供表町 16-50	校舎 3F
10	津島小学校	分散	北区津島本町 19-1	屋外倉庫・体育館
11	旭操小学校	分散	中区倉富 160	校舎 3F
12	平島小学校	分散	東区東平島 1293	体育館
13	芳田小学校	分散	南区泉田 408	校舎屋上
14	小串小学校	分散	南区小串 3379	隣接する休園中の幼稚園舎 1F
15	南輝小学校	分散	南区南輝 3-6-9	校舎 4F
16	芳明小学校	分散	南区万倍 1	校舎 4F
17	岡輝中学校	分散	北区岡町 12-17	屋外倉庫
18	上道中学校	分散	東区南古都 714	屋外倉庫
19	福南中学校	分散	南区築港ひかり町 10-35	屋外倉庫・校舎 1F
20	芳田中学校	分散	南区当新田 468-1	屋外倉庫

## ② 調査の結果

調査票の回答では、区役所や支所・地域センターの保管場所は、建物内の倉庫、または屋外の倉庫であり、防犯対策や衛生対策等は適切に行われ、災害備蓄品の機能、品質が保持されていることを確認した。

現地調査した保管場所では、保管されている災害備蓄品がスムーズに搬出できるよう、通路を確保し、整理整頓が行き届いており、入口付近に災害備蓄品が山積みされるようなことがないなど、適切に配置されていることを確認した。

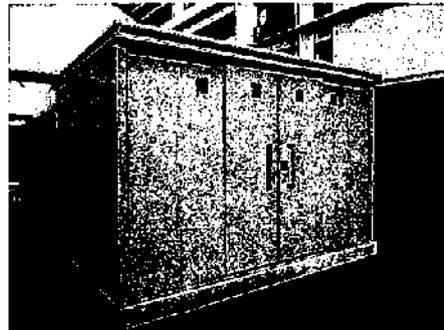
危機管理室が設置した屋外倉庫については、定められた災害備蓄品の配置図のとおり保管されていた。

災害備蓄品の保管形態は、以下の5種類である。

屋内倉庫（岡山ドーム）



屋外倉庫（岡輝中学校）



空き教室を使用（旭操小学校）



体育館の空きスペースを使用  
（津島小学校）



隣接する施設を使用（小串小学校）



集中備蓄倉庫、各区役所及び避難所の災害備蓄品の保管状況は以下のとおりである。

**集中備蓄倉庫の保管状況**

岡山ドーム 倉庫内



旧市民病院 3階フロア



百花プラザ 1階倉庫内



**各区役所の保管状況**

北区役所 公用車立体駐車場横倉庫内



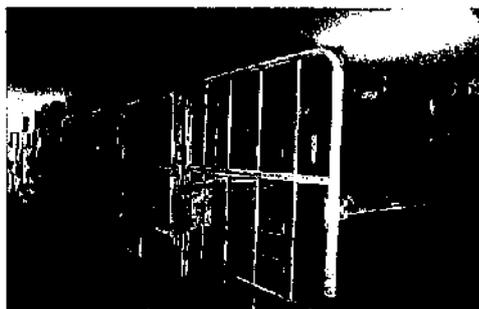
中区役所 4階倉庫内



東区役所 4階倉庫内

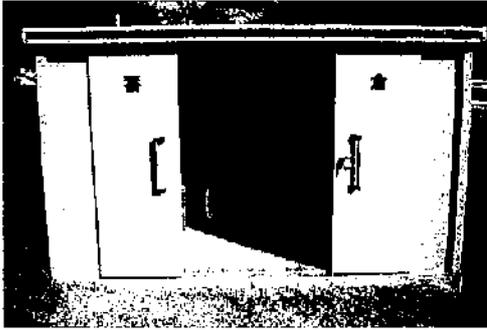


南区役所 4階倉庫内



## 避難所の保管状況

津島小学校 体育館東側屋外倉庫



平島小学校 体育館倉庫内



南輝小学校 4階空き教室



### ③ 台帳整備の状況

災害備蓄品の取得と処分は危機管理室が一括して行っており、災害備蓄品の台帳は危機管理室が作成し、管理している。台帳には各保管場所の保管数量が記載されており、取得・使用・処分を行うたびに更新している。

台帳と保管数量の照合は、避難所においては指定職員が、それ以外の場所については危機管理室の職員が、毎年度行っている。

現地確認した20カ所の保管場所では、台帳上の数量と保管数量は一致した。

### (3) 災害備蓄品の活用状況

災害備蓄品のうち食料及び水については賞味期限があり、賞味期限内に利活用されることが求められる。

賞味期限は、粉ミルク、液体ミルクは1.5年、その他の食料及び水は5年であり、賞味期限が1年以内に迫ったものの活用は危機管理室が調整している。

活用方法のひとつは、毎年度実施している総合防災訓練や地域の自主防災組織の避難訓練、イベント、学校での防災教育などに利用するものである。(実績は表中の「利用」を参照)

もうひとつは、認定NPO法人等に無償で提供しているものである。(実績は表中の「提供」を参照)

食料及び水の年度別活用状況は次の表のとおりである。

食料及び水の活用状況

品目	賞味期限	単位	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
			利用	提供	廃棄	利用	提供	廃棄	利用	提供	廃棄
クラッカー (ライスクッキー含む)	5年	食	23,736	0	0	4,867	0	0	11,274	5,588	0
アルファ化米	5年	食	26,138	0	0	16,949	7,758	0	17,494	29,649	0
アルファ化米 (おかゆ)	5年	食	1,503	0	0	617	2,500	0	620	0	0
粉ミルク	1.5年	kg	53.7	2.0	0	51.7	9.8	0	0	0	0
液体ミルク 240ml	1.5年	本	58	0	0	0	0	0	480	0	0
水(500ml ペットボトル)	5年	本	13,298	0	0	10,868	2,108	0	10,434	7,828	0

食料及び水は、全量について利用または提供により有効に活用されており、廃棄は行われていなかった。

#### 4 まとめ

今回の監査で災害備蓄品の取得、管理及び活用状況等の確認、検証を実施した結果、災害備蓄品の取得、管理及び活用は、おおむね適正に行われていると認められた。

ただし、一部に以下のような事例が認められた。

##### ・災害備蓄品の取得状況について

平成30年7月豪雨、令和元年台風第15号・19号、令和2年7月豪雨など、近年の激甚化する災害により、広範囲における家屋の倒壊、浸水、交通網の遮断などが想定されることから、令和2年9月に備蓄計画を修正し、備蓄品目及び目標数量を見直している。しかしながら、現状では、一部に目標数量に達していない品目があるため、目標数量の早期の充足に努められたい。

##### ・災害備蓄品の活用状況について

食料及び水は賞味期限到来前に全量が有効に活用されていた。

ただし、認定NPO法人等への食料及び水の無償提供は、「物品の譲与」に該当するため、所属の出納員は会計管理者に報告しなければならない（岡山市会計規則第150条）とされているが、危機管理室において、その報告が行われていなかったため、速やかに実施されたい。

##### （総括）

本市では、南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、平成23年3月に発生した東日本大震災や平成28年熊本地震などの課題・教訓を踏まえ、備蓄品目、備蓄数量、備蓄場所の拡充が進められてきた。また、平成30年7月豪雨などの近年、激甚化する災害や新型コロナウイルス感染症への対応を図ることを目的として、令和2年9月に備蓄計画の修正が行われている。

今後も災害備蓄品の取得・管理については、状況の変化に応じて適時、適切な見直しを行い最適化に努められたい。

災害への対応は、自助・共助・公助という考えのもと、市民、事業者、行政等が全体的に取り組むことが重要である。本市においてもその考えを基本として、地域防災計画を始め様々な方策が講じられており、そのひとつが備蓄計画である。

災害備蓄品は災害時の市民生活を維持するうえで、非常に重要なものであり、災害備蓄品の取得や管理が、今後とも引き続き適時、適切に行われるよう努められたい。

## ○参考法令

### 災害対策基本法（抜粋）

#### （目的）

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

#### （市町村の責務）

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

#### （市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

### 岡山市財産条例（抜粋）

#### （物品の譲与又は減額譲渡）

第10条 物品は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 公益上の必要に基づき、公共団体等又は私人に物品を譲渡するとき

### 岡山市会計規則（抜粋）

#### （物品の譲与又は減額譲渡）

第150条 課長は、条例第10条の規定により物品を譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡しようとするときは、次に掲げる事項について事務決裁規程等に基づき決裁を受けなければならない。

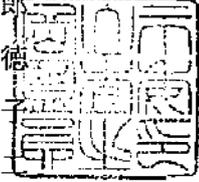
- 2 前項の規定により、物品を譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡したときは、出納員は会計管理者に、分任出納員は所属の出納員を経て、会計管理者に報告しなければならない。



岡山市監査委員公表第19号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和5年4月28日

岡山市監査委員	重	松	浩二郎	
同	土	居	幸徳	
同	中	原	淑子	
同	吉	本	賢	



岡 公 建 第 5 1 号  
令和 5 年 4 月 2 1 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和4年11, 12月実施工事監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。



工事監査の指摘事項の改善措置状況（令和4年11、12月実施分）

公共建築課

（岡山市南区備蓄倉庫新築工事）

指摘事項

○ 当該工事における内部統制について

当該工事の設計段階において、内部統制が十分機能しておらず、工事数量総括表と設計図の確認が不十分であったため、鉄筋に関する両者の整合性がとれていないまま工事発注した結果、最終実施数量が設計時から大幅に増加していることが認められました。

当該工事については、改めて設計書や設計図等を十分精査した上で、安全かつ適正な施工に努めてください。

なお、今後、公共工事の実施に当たっては、設計書、設計図等の確認を十分に行い、契約、施工管理、検査等、完成に至るまで、内部統制機能を発揮して、適正な管理、監督を行うよう努めてください。

改善措置状況

昨年度までは工事において同じ用途の建築物が本市にない場合、類似の用途でチェックしていましたが、令和5年度からは同じ用途の工事事例が本市にない場合、他都市に照会をし、同じ用途のデータをもとに、より精度の高いチェックを行います。さらに積算成果物を受け取る際には、新たに作成したチェックリストに沿って設計者にヒアリングを行い、市監督員と設計事務所の双方で、成果物の内容をしっかり確認することで計上もれがないよう改善を図りたいと考えています。

岡山市監査委員公表第20号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和5年4月28日

岡山市監査委員	重	松	浩二	
同	土	居	幸徳	
同	中	原	淑子	
同	吉	本	賢二	



岡会第 165 号  
令和 5 年 3 月 29 日

岡山市監査委員様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和 5 年 1、2 月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。



定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和5年1、2月実施分）

会計課

指摘事項

償還金の支払遅延により、遅延利息を賠償金で支出している事例が認められましたので、今後、同様の事例が発生しないよう、適正な事務処理を行ってください。

改善措置状況

この度の支払遅延が発生した原因は、令和4年3月31日に支払う予定となっていた支出命令書を、誤って令和4年4月8日に支払う支出命令書と一緒に保管してしまったことによるものです。

再発防止策として、支払予定日が明確に確認できるように支出命令書の保管方法を改めるとともに、支払予定日別に分類、保管された支出命令書について、分類した職員とは別の職員が全ての支払予定日について正しく保管されているか、毎日確認を行うなどチェック体制を強化しました。

また、支払期限のあるものは、支出命令書の支払予定日欄に支払予定日を入力することにより、財務会計システムで支払遅延をチェックできるように事務の取り扱いを改めたところです。

こうした措置を徹底し、今後、同様の事例を起こさないよう努めてまいります。

岡山市監査委員公表第21号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和5年4月28日

岡山市監査委員	重	松	浩二郎	
同	土	居	幸徳	
同	中	原	淑子	
同	吉	本	賢	



岡財活第33号  
令和5年4月26日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和5年1、2月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。



定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和5年1、2月実施分）

財産活用マネジメント推進課

指摘事項

令和4年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、貸地料において54万円余(収納率0%)認められました。

今後とも、この解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

改善措置状況

当該貸地料（滞納繰越分）の滞納者（亡）等の法定相続人の整理を進め、30名を超える相続人の相続放棄の手続きを終え、残る相続人があと1名となりました。残る1名の意思確認を早急に進め、相続財産管理人の選任等について弁護士と協議し、今後も引き続き収入未済額の解消に努めます。